（様式２）

機　能　証　明　書

条　　件	回　答	コメント	資料No
１．機能等仕様			
●毎分１０５枚機：１台（うち大容量給紙トレイ付属１台）			
(1) 外形寸法　合計寸法は、(14)、(15)、(16)及び(17)の機能を有した機器を付属した場合は、幅3000mm、奥行910mm、高1590mm以下であること。	○ or ×		
(9)②、(14)、(15)、(16)及び(17)の機能を有した機器を付属した場合は、幅3000mm、奥行910mm、高1590mm以下であること。	○ or ×		
(2) 転写方式　静電転写方式であること。	○ or ×		
(3) 現像方式　乾式現像若しくは２成分磁気ブラシ現像であること。	○ or ×		
(4) 解像度　出力時600dpi以上であること。	○ or ×		
(5) 連続複写速度　Ａ４サイズで毎分１０５枚以上であること。ただし、これ以上であっても他の仕様を満たしているものであれば可とする。なお、用紙厚は６４g/㎡を標準として記載する。（以下の各項目について同様とする。）	○ or ×		
(6) ファーストコピー　Ａ４サイズで３．５秒以内であること。	○ or ×		
(7) ウオームアップタイム　４８０秒以内であること。	○ or ×		
(8) 複写サイズ　内蔵トレイによりＡ３からＢ５サイズの用紙に複写可能であること。	○ or ×		
なお、複写物の周囲欠け幅は５ミリ以内とする。	○ or ×		
(9) 給紙　①　３段以上の内蔵トレイを有し、中途補給を行わずに、Ａ４サイズは１，５００枚以上、その他２サイズは各５００枚以上の給紙が行えること。 但し、大容量トレイを含めて４段以上となる場合も上記条件を満たせば、可とする。	○ or ×		
②　大容量給紙トレイを付属する複写機にあっては、そのトレイから４，０００枚以上の給紙が行えること。 なお、本体内で①に記載した容量＋４，０００枚以上の給紙が可能な場合はその限りではないとする。	○ or ×		
(10)原稿送り装置　１００枚以上収容の自動原稿送り装置を備えること。	○ or ×		
(11)両面コピー機能　(10)の自動原稿送り装置使用時を含め、自動両面複写機能を備えること。	○ or ×		
(12)縮小拡大機能　２５～４００%の範囲で、かつ、１%刻みで設定可能な縮小拡大機能を備えること。	○ or ×		
(13)割込み機能　緊急の複写に対応できるよう割込み機能を備えること。	○ or ×		
(14)ステイプル機能　Ａ４以下で１００枚厚以上コーナー（１カ所）及びダブル（平行２カ所）が可能な、自動ステイプル機能を備えること。	○ or ×		
(15)フィニッシャー　３，０００枚以上積載のフィニッシャーを備えること。	○ or ×		
(16)丁合機能　５０組以上可能な丁合機能を備えること。	○ or ×		
(17)パンチ　２穴をあけられること。	○ or ×		
(18)トナー　手を汚さず交換できるよう、交換時にトナーが露出しないカートリッジもしくはボトル式の交換機構を備えること。	○ or ×		
また、印刷中も動作を止めることなくトナーの交換が可能なこと。	○ or ×		
(19)セキュリティー　ハードディスクデータの消去及び蓄積データの暗号化等による保護が可能なこと（ハードディスクを有しない機種にあっては、同等の機能を有すること。）。	○ or ×		
(20)電源数は本体とオプションであわせて２個以下とする。	○ or ×		
(21)その他　「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成２６年２月４日閣議決定）の「５．ＯＡ機器　５－１コピー機等」の判断基準を満たすこと。	○ or ×		
●毎分７０枚機：４台（うち大容量給紙トレイ付属４台）			
(1) 外形寸法　合計寸法は、(14)、(15)、(16)及び(17)の機能を有した機器を付属した場合は、幅1566mm、奥行859mm、高1220mm以下であること。	○ or ×		
(9)②、(14)、(15)、(16)及び(17)の機能を有した機器を付属した場合は、幅1836mm、奥行859mm、高1220mm以下であること。	○ or ×		
(2) 転写方式　静電転写方式であること。	○ or ×		
(3) 現像方式　乾式現像若しくは２成分磁気ブラシ現像であること。	○ or ×		
(4) 解像度　出力時600dpi以上であること。	○ or ×		
(5) 連続複写速度　Ａ４サイズで毎分７０～７９枚であること。ただし、これ以上であっても他の仕様を満たしているものであれば可とする。なお、用紙厚は６４g/㎡を標準として記載する。（以下の各項目について同様とする。）	○ or ×		
(6) ファーストコピー　Ａ４サイズで４秒以内であること。	○ or ×	w	
(7) ウオームアップタイム　３０秒以内であること。	○ or ×		
(8) 複写サイズ　内蔵トレイによりＡ３からＢ５サイズの用紙に複写可能であること。	○ or ×		
なお、複写物の周囲欠け幅は５ミリ以内とする。	○ or ×		
(9) 給紙　①　３段以上の内蔵トレイを有し、中途補給を行わずに、Ａ４サイズは１，０００枚以上、その他２サイズは各５００枚以上の給紙が行えること。	○ or ×		
②　大容量給紙トレイを付属する複写機にあっては、そのトレイから２，３００枚以上の給紙が行えること。なお、本体内で①に記載した容量＋２，３００枚以上の給紙が可能な場合は、その限りではない。	○ or ×		
(10)原稿送り装置　１８０枚以上収容の自動原稿送り装置を備えること。	○ or ×		
(11)両面コピー機能　(10)の自動原稿送り装置使用時を含め、自動両面複写機能を備えること。	○ or ×		
(12)縮小拡大機能　２５～４００%の範囲で、かつ、１%刻みで設定可能な縮小拡大機能を備えること。	○ or ×		
(13)割込み機能　緊急の複写に対応できるよう割込み機能を備えること。	○ or ×		
(14)ステイプル機能　Ａ４以下で５０枚厚以上コーナー（１カ所）及びダブル（平行２カ所）が可能な、自動ステイプル機能を備えること。	○ or ×		
(15)フィニッシャー　３，０００枚以上積載のフィニッシャーを備えること。	○ or ×		
(16)丁合機能　５０組以上可能な丁合機能を備えること。	○ or ×		
(17)パンチ　２穴をあけられること。	○ or ×		
(18)トナー　手を汚さず交換できるよう、交換時にトナーが露出しないカートリッジもしくはボトル式の交換機構を備えること。	○ or ×		
(19)セキュリティー　ハードディスクデータの消去及び蓄積データの暗号化等による保護が可能なこと（ハードディスクを有しない機種にあっては、同等の機能を有すること。）。	○ or ×		
(20)AC100V 15A 50Hz/60Hz 以下	○ or ×		
(21)その他　「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成２６年２月４日閣議決定）の「５．ＯＡ機器　５－１コピー機等」の判断基準を満たすこと。	○ or ×		

２．保守及び消耗品の供給に求められる要件			
(1) 点検・整備　複写機を常時正常な状態で使用できるように１ヶ月に１回以上、技術員を機器設置場所に派遣して、点検・整備（以下「点検等」という。）を行うこと。	○ or ×		
(2) 正常回復　複写機が故障した場合、技術員を機器設置場所に派遣し、速やかに正常な状態に回復させるものとする。なお、この故障の通報は「行政機関の休日に関する法律」第１条に定める行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前９時から午後６時までとし、通報から１時間以内に到着できるよう、技術員を配置するものとする。ただし、午後５時から午後６時の間に当省係官より通報があった場合は相談のうえ翌日（休日を除く。）の午前１０時までの対応を可能とする。ただし、１２月中・下旬の予算編成期間は、土曜、日曜及び祝日も含め２４時間対応するものとする。	○ or ×		
(3) 報告等　点検等及び正常回復の実施にあたっては、作業開始前及び終了時に当省係官に報告を行う。なお、終了時には実施日時、機種名、機械番号、実施した点検等の内容、交換部品、消耗品の機器への補給状況、機器の清掃状況、メータ指示数等を記載した保守完了報告書を提出すること。	○ or ×		
(4) 消耗品の供給　複写機に必要なトナー等の消耗品（用紙及びステープルカートリッジを除く。）は不足することのないよう、配送等により速やかに供給を行うこと。なお、不足により当省からの要求で供給を行う場合は、休日を除き、要求から３６時間以内に供給すること。	○ or ×		
３．その他			
(1) 導入する機器の取扱説明書を提供すること。	○ or ×		
(2) 導入時に利用者（課室単位）に対し、操作説明を実施すること。	○ or ×		
(3) 導入に係る費用等　導入に係る費用及び契約終了に伴う撤去に係る費用については、請負者において負担するものとする。また、電源に係る変更及び費用については、中小企業庁が指定する工事事業者と調整し、請負者において費用負担するものとする。	○ or ×		
(4) 安全管理　機器の設置、保守等の実施に際しては、危害を予防し、安全の確保に努めること。また、当省の施設・設備に損害を与えた場合は、直ちに報告するとともに、当省係官の指示によりこれを完全に修復しなければならない。	○ or ×		
(5) 電力の提供等　保守のために必要な電力は当省より提供する。なお、これ以外の消耗品・雑材料等は請負者において準備すること。また、保守等の実施に伴い必要なコピーは保守等料金より控除すること。	○ or ×		
(6) 疑義の判断　本件の履行に関して、疑義が生じた場合は当省係官の指示を受けるものとする。	○ or ×		

機能証明書に関する照会先

住　　所：
会 社 名：
担当部署：
担当者名：
電話番号：
FAX番号：
E-mail：